(ホ) 獨演手當トシテ五卷以上解說ノ場合ハ金十圓（一週分）ヲ獨演料トシテ當事者ニ支給サレタシ

七 說明部ニ干スル件

(イ) 說明部ニ定員六名以上ト定ムルコト

(ロ) 見習生一名又ハボーイヲ說明部付トシ會社雇トナシ最底三〇圓ノ月給ヲ支給サレタシ

但シ夏期ハ（七、八、九）三ケ月間月五回トサレタシ

八 負傷疾病ニ干スル件

(イ) 公傷ノ場合ハ治療費全額休業中ノ給料全額、並傷害見舞金ヲ支給サレタシ

(ロ) 病氣缺勤ノ場合ハ一ケ年以上給料全額ヲ支給サレタシ

（但シ臨時代人ヲ要スル場合ハ其手當ハ會社負擔トス）

(ハ) 臨時代人手當ハ會社負擔トス

九 兵役關係服務ノ爲メ缺勤スル場合ハ給料全額ヲ支給サレタシ

（但シ臨時代人ヲ要スル場合ハ其手當ハ會社負擔トス）

財團法人協調會大阪支所